

令和2年4月7日

町立小・中学校保護者 様

三芳町教育委員会

三芳町立小・中学校の臨時休業の延長について(依頼)

この度の新型コロナウイルス感染症における小・中学校の様々な対応につきましては、保護者の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言及び埼玉県の要請を踏まえ、児童生徒の健康を第一に、感染拡大防止対策を講じるため、下記のとおり臨時休業を延長しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

記

1 入学式等について

- ・入学式等は、当初の予定通り4月8日(水)に実施します。
- ・入学式の出席者は、新入児童生徒、保護者1名、教職員のみとします。
- ・2年生以上の児童生徒については、学級活動を行います。

2 臨時休業の期間について

- ・4月8日(水)から5月10日(日)まで

3 臨時休業中の登校日について

児童生徒の健康状況及び家庭学習の進捗状況の確認、学習の補充のため、感染予防対策を徹底し2時間程度の登校日を設定します。

- ・週1回分散して登校します。詳細については各学校より連絡します。
- ・給食は、実施しません。
- ・部活動は、実施しません。
- ・登校日の朝、必ずお子様の検温と健康状況の確認をお願いします。発熱や咳、風邪症状がみられる場合には、自宅で休養させるようにしてください。
- ・マスクの着用、咳エチケットをお願いします。
- ・登校日に登校しない場合は、学校まで連絡をお願いします。(欠席扱いではありません。)

4 臨時休業中のお子様の受け入れについて

- ・やむを得ない理由により、臨時休業中の平日に保護者の方と一緒に過ごせない小学校1年生～3年生と特別支援学級のお子様の受け入れを引き続き行います。保護者の方の送迎をお願いします。
- ・発熱や咳、風邪症状がみられる場合には、自宅で休養させてください。
- ・詳細については、各学校より連絡します。

問い合わせ:三芳町教育委員会 学校教育課
電話:258-0019(内線522、523)